地方財政の拡充を求める意見書

いま、格差と貧困が拡大する中で、地方自治体には、安心して暮らし続けられる地域づくりが求められている。しかし、政府は、国と自治体の公務公共サービスをアウトソーシングして、民間営利企業の営利追求の対象に提供しようとしている。地方交付税においては「行革努力」を算定に反映させたり、トップランナー方式を導入して、民間委託の低コストで算定するなど、地方自治への不当な介入を行っている。

政府が「地方創生」の名のもとに進められている施策は「選択と集中」により、地域の 統合・集約化を図るものであり、地域が切り捨てられるおそれがある。また、「地方分権 改革」の名のもとに、国民の福祉、安全を保障する国の最低基準が緩和され、国の出先機 関の地方移管、財源や人員の保障がないままの事務・権限委譲などが進められようとして いる。

平成32年度からは、地公法及び地方自治法の一部改正による「会計年度任用職員」制度がスタートするが、現在の臨時・非常勤職員等について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、必要な財源を確保することが必要である。

よって、扶桑町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1. 憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるように地方自治と地方財政を拡充すること。
- 2. 公務公共サービスのアウトソーシングを行わず、地方自治体の人員・体制の充実を図ること。会計年度任用職員制度の導入にあたり、人件費に関わる必要な財源を保障すること。
- 3. 地方交付税の法定率を抜本的に引き上げて、地方の財源格差是正と財源保障の機能を 果たすように拡充すること。
- 4. 「行革努力」を反映する交付税の算定や「トップランナー方式」は、地方交付税制度の目的、趣旨に違反し、地方自治へ不当な介入を図るものであり、廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6 月22日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿 財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿 総 務 大 臣 野 田 聖 子 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会